

8 那税特第 1 号 第 1 版 (令和 8 年 10 月 26 日発行)

沖縄県那覇県税事務所 自動車公売広報

入札期日：令和 8 年 11 月 19 日（木）13 時 30 分～13 時 45 分
（13 時開場、13 時 10 分より事務説明を開始しますので、それまでに
お越しください。）

入札場所：沖縄県南部合同庁舎 3 階会議室

☆最新情報をホームページで発信しています。

上部記載の発行日現在の内容であり、今後、追加や中止等があった場合は、
随時更新・発行する予定です。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kurashikankyo/zeikin/1003654/1032716.html>

（検索エンジンで「沖縄県 自動車公売」と入力して検索することもできます）

スマートフォンはこちらから ⇒



詳しくは、以下の機関にお問い合わせください。

※【下見会】 以下の日程で公売自動車の下見会をおこないます。

○期 間：令和 8 年 11 月 9 日（月）から 17 日（火）

※土日除く、9 時～16 時 30 分まで

○受付場所：沖縄県那覇県税事務所 特別滞納整理班

（沖縄県南部合同庁舎 3 階）※随時受付します。

沖縄県 那覇県税事務所
特別滞納整理班
電話 (098) 867-1749

目 次

公売の日時・場所等	1
公売手続きの流れ	2
入札参加の心得	3
公売のしおり	4～6
財産の留意事項	7
様式の掲示・作成例	8
委任状	9～10
入札書	11～12
陳述書	13～17
公売財産一覧表	18～19
車両現況写真	20～22
車両の現状チェック事項説明書	23～25

公売の日時・場所等

公売の方法	期日入札（午後１時１０分より説明を行います。）
入札開始日時	令和８年１１月１９日（木）午後１時３０分
入札締切日時	令和８年１１月１９日（木）午後１時４５分
入札の場所	〒900-0029 那覇市旭町 116－37 沖縄県南部合同庁舎 3 階 那覇県税事務所（会議室）
開札の日時	令和８年１１月１９日（木）午後１時４６分
開札の場所	入札場所と同じ
売却決定の日時	令和８年１１月２６日（木）午前１０時００分
買受代金の納付期限	令和８年１１月２６日（木）午後２時００分



駐車場は、旭町会館をご利用ください。

公売手続きの流れ

令和8年11月19日(木)
午後1時～午後1時30分

入札参加の受付(必要書類提出)
※午後1時開場、1時10分から事務説明を行います。

午後1時30分～1時45分

入 札

午後1時46分

開 札

- ・ 最高価申込者の決定
- ・ 次順位申込者の決定

令和8年11月26日(木)
午前10時

売 却 決 定

午後2時

買受代金納付期限

- ・ 権利移転手続きに必要な書類等の提出

午後5時(までに)

車両搬出期限

権 利 移 転

入札参加の心得 (各共通財産の留意事項)

1. 公売の条件や公売財産の概要については、沖縄県南部合同庁舎の掲示場に掲示する「公売公告」で確認してください。
2. いかなる理由があっても、引き渡した財産の返品・交換はできません。
入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認した上で入札してください。
3. 入札に必要な書類等
 - (1) 身分証明書
 - ①個人の場合
 - ・本人の写真付き身分証明書
 - ②法人の場合
 - ・商業または法人登記簿謄本
 - ・入札に参加する方（代理人含む）の写真付き身分証明書
 - (2) 委任状（代理人が入札する場合に限る）
本誌9ページに掲示する様式で作成し、入札時に提出してください。
 - (3) 暴力団員等でないことの陳述書
4. 本誌に掲載されている公売財産は、公売を中止する場合がありますので、入札前に中止の有無をお問い合わせください。
5. その他、入札の手続き等の詳細については、「公売のしおり」をご覧ください。

公売のしおり

1 公売参加資格・買受人の制限

公売は、原則どなたでも参加することができます。

ただし、次に該当する者は、公売への参加または公売財産の買受人になることができません。

- (1) 買受人の制限（国税徴収法第 92 条）、公売参加者の制限（国税徴収法第 108 条第 1 項）等、法令の規定により公売への参加・公有財産の買受けが制限される者。

国税徴収法第 92 条関係として、例えば滞納者や税務職員等は、公売財産を買い受けることができません。

同法第 108 条第 1 項関係として、公売への参加等を妨害した者、不正連合した者、偽りの名義で入札した者、買受代金を故意に納付しなかった者、故意に公売財産を損傷した者等は、公売参加を制限される場合があります。

- (2) 沖縄県暴力団排除条例に規定する次に該当するもの。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員。

ウ 暴力団員と密接な関係を有するもの。

2 入札

- (1) いかなる理由があっても、引き渡した財産の返品・交換はできません。

入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認した上で入札してください。

- (2) 入札は、令和 8 年 11 月 19 日（木）午後 1 時 30 分から午後 1 時 45 分までとします。

- (3) 入札にあたっては、①入札書、②「暴力団員等に該当しないことの誓約書」の提出が必要です。

必要書類等は、沖縄県ホームページよりダウンロードするか、那覇県税事務所にて準備しています。

なお、上記①～②以外に代理人が入札する場合には、本人の委任状が必要です。

- (4) 入札書は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じたときは、新たな入札書を使用してください。

なお、入札書には、住民登録上の住所・氏名（法人の場合は商業登記上の所在地・商号）を記載してください。

- (5) 一度提出した入札書は、入札時間内であっても、引換え、変更または取り消しすることはできません。

- (6) 同一人が、同一の売却区分番号について、2 枚以上の入札書を提出した場合は、その入札書はいずれも無効となります。

- (7) 郵送での入札は、受け付けていませんのでご注意ください。

3 開札の方法

開札は、令和8年11月19日（木）午後1時46分に行います。

開札は、開札の場所において入札者の面前で行います。ただし、入札者またはその代理人が開札の場所にいないとき、あるいは開札の立ち会いを希望しないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

4 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である者に対して行います。

なお、公売財産が不動産等の場合には、最高価申込者の氏名その他の事項を公告します。

5 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2名以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を期日入札によりその場でおこないます。

（1）追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

（2）追加入札の価額が同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

（3）追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、または追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その事実があった後2年間は公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

6 次順位買受申込者の決定

最高入札価額に次ぐ高い価額の入札者で国税徴収法第104条の2の規定に該当する者から次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者として決定します。次順位買受申込者の決定は、最高価申込者の決定後、直ちに開札場所において行いますので、次順位による買受けの申込みを希望する場合は、必ず開札場所にお越しください。

なお、次順位買受申込者が2名以上いるときは、くじで決定します。

7 最高価申込者への通知

最高価申込者の決定後、最高価申込者へ「不動産等の最高価申込者決定通知書」を交付（郵送）します。

8 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に最高価申込者に対して行います。

なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額をもって行います。

なお、最高価申込者等については、国税徴収法大106条の2に基づく調査の嘱託を行います。売却決定の日時まで、最高価申込者等が暴力団員等に該当しないことの調査結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限・車両の引渡し日に変更されます。

また、買受人の求めに応じて、執行機関が適格証明書（インボイス）を発行します。

9 買受代金の納付

買受人は、売却決定後、公売公告に記載した納付期限までに買受代金の全額を現金により売却決定の場所で納付してください。

1 0 売却決定後の引取条件

- (1) 車両及び装置は代金納付時の現況により引き渡します。
- (2) 買受代金納付期限日の午後5時までに、保管場所から搬出すること。
- (3) 執行機関は、公売物件の輸送などを行いません。

1 1 買受代金納付の効果（権利移転・危険負担の移転の時期）

公売財産の権利移転の時期及び権利移転に伴う危険負担の時期は、売却決定後、買受人が買受代金の全額を納付したときです。

ただし、公売財産の買受人として一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しない場合は、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効果は生じません。

なお、買受代金納付後に生じた財産の毀損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

1 2 権利移転等の手続き

権利移転等の手続きについては、買受人の請求に基づいて、執行機関が行います。必要書類等については、最高価申込者決定後に説明（通知）します。

なお、権利移転等に伴う費用（移転登記の登録免許税、必要書類の郵送料等）は、買受人の負担となります。

1 3 売却決定の取消し

次に該当する場合は、売却決定を取消します。

- (1) 買受代金の納付前に、滞納税の完納の事実が証明されたとき
- (2) 買受代金をその納付期限までに納付しないとき
- (3) 国税徴収法第108条第2項の規定が適用されたとき

1 4 買受申込等の取消し

買受代金の納付期限前に滞納処分の続行停止（不服申し立て等）があった場合は、最高価申込者、次順位買受申込者は、その停止されている間、入札または買受を取り消すことができます。

【財産の留意事項】

公売は、現況有姿により行います。次の留意事項を十分ご理解のうえ、公売へご参加ください。

- 1 公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても、執行機関は担保責任を負いません。
あらかじめその現況（車両の状況等）をご自身で確認の上、入札してください。
- 2 法令等の規定により入札等の手続きが中止（換価制限）となる場合があります。
- 3 落札後の権利移転に伴う費用（権利移転登録に係る登録手数料、登記嘱託書等の郵送料等）は、買受人の負担となります。

様式の掲示・作成例

委 任 状

令和 年 月 日

沖縄県那覇県税事務所長 殿

(委任者)

住所

氏名

電話

私は下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

(受任者)

住所

氏名

電話

委任事項

売却区分番号	8－那税特－1
--------	---------

- 1 上記公売財産の入札手続に関する権限
- 2 暴力団員等でないことの陳述書提出に関する権限
- 3 上記1から2に附帯する一切の権限

委任状

令和 8 年 月 日

沖縄県那覇県税事務所長 殿

委任者が個人の場合は、その氏名と住民票上の住所を記載してください。

法人が入札する場合で、代表権限を有しない社員が入札書を提出する場合は、その者に対する委任状を作成し、提出する必要があります。

商業登記簿上の名称と所在地、法人代表者の役職・氏名を記載してください。

(委任者)

住所

氏名

電話

と定め、公売に係る次の権限を委任します。

記

(受任者)

住所

氏名

電話

委任事項

本人(委任者)に代わり、実際に来場する(入札する)代理人の住所・氏名を記載してください。

売却区分番号

8－那税特－1

- 1 上記公売財産の入札手続に関する権限
- 2 暴力団員等でないことの陳述書提出に関する権限
- 3 上記1から2に附帯する一切の権限

売却決定決議書						最高価申込者等の決定決議書					
決 議						決 議					
令和 年 月 日						令和 年 月 日					
売却決定期日が到来したので 売却決定したい。						本件入札者を 最高価申込者・次順位買受申込者 として決定する。					

入札書											
売却区分番号			入札価額								
8-那税特-1			億	千	百	十	万	千	百	十	円

那覇県税事務所長 殿		☐	買受人となった場合の適格請求書（インボイス）の交付希望 （希望するときは、左の□内にチェックを入れてください）
上記のとおり公売公告および入札心得了知の上、入札します。 また、最高価申込者として決定された場合は、指定の期日までに必ず買受代金を納付します。			
令和 8 年 11 月 19 日			
入 札 者	住所(所在地)		
	氏名(法人名)		
代 理 人	住所(所在地)		
	氏名(法人名)		
次順位買受申込の条件に該当した場合は、次順位買受を		希望します。 希望しません。	

【注意事項】
・ 字体は鮮明に、黒のボールペンで書いてください。
・ 入札価額はアラビア数字（1, 2, 3・・・）で明確に記入し、入札価額の前には「¥」を記入してください。
・ 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
・ 書き損じたときは、訂正しないで、新しい入札書を作成してください。
・ 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更または取り消しすることができません。
・ 入札者が同一の公売財産に対して2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効となります。

売却決定決議書					最高価申込者等の決定決議書								
決	この部分は記載しないでください。				決	この部分は記載しないでください。							
議					議								
令和 年 月 日					令和 年 月 日								
売却決定期日が到来したので 売却決定したい。					本件入札者を 最高価申込者として次順位買受申込者とする。								
アラビア数字で明確に記入してください。 入札価額の頭部に「¥」を記載してください。													
売却区分番号					入 札 価 額								
8-那税特-1					億	千	百	十	万	千	百	十	円
					¥	1	2	3	0	0	0	0	
那覇県税事務所長 殿					☒ 買受となった場合の適格請求書（インボイス）の交付希望 （希望するときは、左の□内にチェックを入れてください）								
上記のとおり公売公告および入札心得了知の上、入札します。 また、最高価申込者として決定された場合は、指定の期日までに必ず買受代金を納付します。													
入札日					令和 8 年 11 月 19 日								
入 札 者	住所(所在地)	沖縄県沖縄市美原〇丁目〇番〇号											
	氏名(法人名)	美原 太郎 個人の場合は、住民票上の住所を、法人の場合は 商業登記簿上の住所を記載してください。											
代 理 人	住所(所在地)	代理人が入札する場合は、代理人の（個人の場合は住民票上の・ 法人の場合は商業登記簿上の）住所・氏名を記載してください。 また、併せて委任状の提出が必要となりますので、ご注意ください											
	氏名(法人名)												
次順位買受申込の条件に該当した場合は、次順位買受を 希望します。 希望しません。													
【注意事項】 ・ 字体は鮮明に、黒のボールペンで書いてください。 ・ 入札価額はアラビア数字（1, 2, 3・・・）で明確に記入し、入札価額の前には「¥」を記入してください。 ・ 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。 ・ 書き損じたときは、訂正しないで、新しい入札書を作成してください。 ・ 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更または取り消しすることができません。 ・ 入札者が同一の公売財産に対して2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効となります。													

陳 述 書（個人用）

沖縄県那覇県税事務所長 殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☐ 私は、暴力団員等ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☐ 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

区分番号	8－那税特－1	陳述書作成日	令和 年 月 日
入札者（買受申込者）	住 所	〒 ー	
	(フリガナ)	電話番号 ()	
	氏 名		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別

【注意事項】

- 本様式は、入札者（買受申込者）が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（地方税法第71条、334条等）。

陳 述 書（法人用）

沖縄県那覇県税事務所長 殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☐ 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☐ 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

区分番号	8－那税特－1	陳述書作成日	令和 年 月 日
入札者（買受申込者）	法人所在地	〒 ー	
	(フリガナ)	電話番号 ()	
	法人名称		
	代表者氏名		
	役 員	陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり	

【注意事項】

- 本様式は、入札者（買受申込者）が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（売却区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」を併せて提出してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(地方税法第71条、334条等)。

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 ー			
	(フリガナ)				
	氏 名			役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性
2	住 所	〒 ー			
	(フリガナ)				
	氏 名			役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性
3	住 所	〒 ー			
	(フリガナ)				
	氏 名			役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性
4	住 所	〒 ー			
	(フリガナ)				
	氏 名			役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性
5	住 所	〒 ー			
	(フリガナ)				
	氏 名			役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

【陳述書別紙】

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

□ 個人	住 所	〒 —			
	(フリガナ)				
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年	月	日
		性別	☐ 男性 ☐ 女性		
□ 法人	法人所在地	〒 —			
	(フリガナ)				
	法人名称				
	役 員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり			

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください)。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

(別紙)

自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 —			
	(フリガナ)			役職	
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性
2	住 所	〒 —			
	(フリガナ)			役職	
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性
3	住 所	〒 —			
	(フリガナ)			役職	
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性
4	住 所	〒 —			
	(フリガナ)			役職	
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性
5	住 所	〒 —			
	(フリガナ)			役職	
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

公 売 財 産 一 覧 表

実施主体	売却区分番号 (公売公告番号)	見積価額 (公売保証金)	財産 種別	財産所在地	買受適格 証明	インボイス 請求書
沖縄県	8－那税特－1 (那税第10086号)	415,300 円 (- 円)	車両	－	不要	可
		円 (円)				
		円 (円)				
		円 (円)				

売却区分番号	8-那税特-1	見積価額	415,300	円
		公売保証金	—	円
公売財産の表示	財産の表示 1 小型貨物自動車 自動車登録番号 — 登録年月日 令和2年7月31日 初年度登録年月 令和2年1月 自動車の種別 小型 用途 貨物 自家用車・事業用の別 自家用 車体の形状 キャブオーバ 車名・名称 ニッサン 型式 CBF-SQ1F24 乗車定員 3人 車輻重量 1,620 kg 車輻総重量 3,285 kg 車台番号 2533 (下4桁) 原動機の型式 QR20 長さ 446 cm 幅 169 cm 高さ 199 cm 総排気量 1.99 L 燃料の種類 ガソリン 前前軸重 1,040 kg 後後軸重 580 kg 自動車車検有効期限 令和9年6月15日 型式指定番号 15754 類別区分番号 0565 ミッション マニュアル ハンドル 右 車体の色 白 走行距離 38,931 Km (R8.10.20 車内メーター確認) 引渡時保管場所 沖縄県南部合同庁舎(那覇市旭町116-37) 車輻の状況 サビ、擦り傷、モールはがれ、テープ跡あり。 引渡条件 車輻及び装置は代金納付時の現況有姿により引渡す。 その他の 自動車損害賠償責任保険証明書(有効期限:令和9年7月15日) リサイクル料金預託済み(預託証明書あり) 鍵2個あり(うち1個は、キーレスエントリー) 取扱説明書・サービスブッケー式あり E T C 車載(動作確認済)あり 注 意 事 項 権利の移転は、売却決定後の代金納付があったときとなります。 上記事項は沖縄県職員が目視・操作等により確認できた事項のみであり、正確な内容を保証するものではなく、またすべての車両状況を確認しておりません。 いかなる場合でも、返金・返品・交換はできませんので、状態が気になる方は下見会でご確認ください。			
	その他事項 ・公有財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価格をもって行います。 ・本公売では、消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて適格請求書を発行します。			

車両現況写真







車両の現状チェック事項説明書	
①	モール剥がれ
②	テープ貼り付け
③	サビ
④	サビ
⑤	キズ
⑥	サビ
⑦	サビ
⑧	サビ
⑨	
⑩	
⑪	
⑫	
⑬	
⑭	
⑮	



①モール剥がれ



②テープ貼り付け



③サビ



④サビ





⑤キズ



⑥サビ



⑦サビ



⑧サビ

